支援費制度が始まります

平成15年４月から現在の措置制度に代わり支援費制度が始まります。

支援費制度とは利用者自らがサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。サービスを利用した場合は、町と利用者で費用を負担します。（支援費とは町が支払う費用のこと）支援の実施は町がおこないます。またサービスを受けるためには申請が必要です。ただし現在施設に入所されている方は、１年間は申請しなくても支給決定を受けることができます。

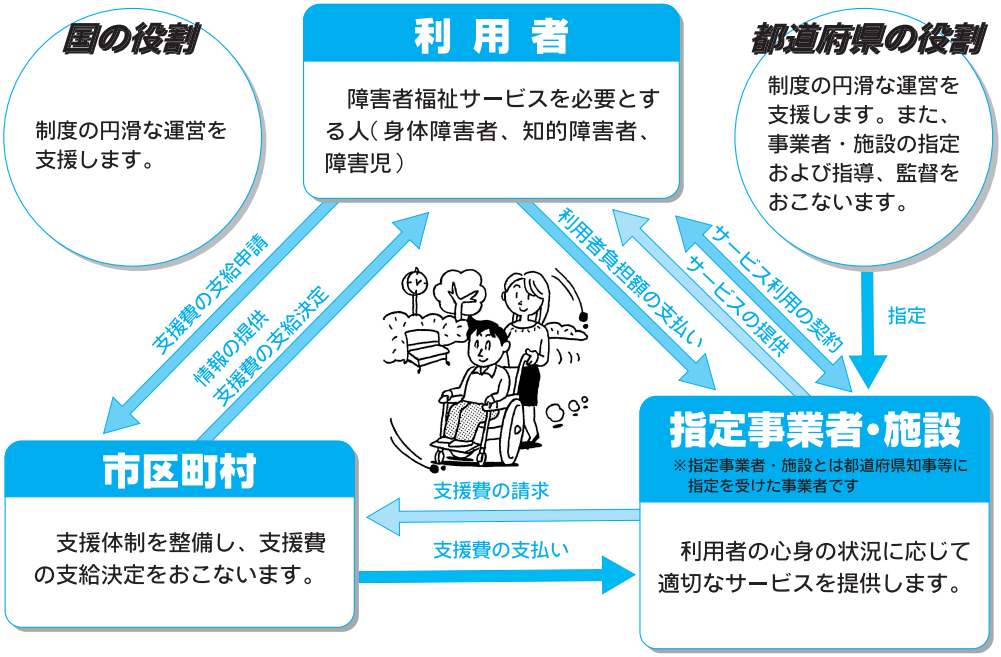

支援費制度の対象となるサービス

◎居宅サービス（居宅支援）

●身体障害者（知的障害者・児童）居宅介護：ホームヘルプサービス
在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

●身体障害者（知的障害者・児童）デイサービス
通所により創造的な活動や機能訓練などが受けられます。

●身体障害者（知的障害者・児童）短期入所：ショートステイ
短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。

●知的障害者地域生活援助：グループホーム
地域で共同生活する知的障害者が日常生活の援助を受けられます。

◎施設サービス（施設支援）

●身体障害者（知的障害者）厚生施設
自立した生活のための日常動作（社会参加）の訓練が受けられます。

●身体障害者（知的障害者）授産施設
自立のための職業の訓練や提供が受けられます。

●身体障害者療護施設…入所して治療や日常生活の援護が受けられます。

●知的障害者通勤寮　…働いている障害者が独立自活のための訓練が受けられます。

●心身障害者福祉協会が設置する福祉施設…障害の程度が重い人が保護や指導を受けられます。

※支援費制度に移行するのは、上記のサービスのみでそれ以外のサービスについては従来どおりにおこなわれます。

〔支援費制度に対する詳しいお問い合わせは〕

役場町民課福祉係（☎57－１１１１内線234）まで